

# 第1問 解答

## (企業法)

問題 1	CからBへの甲社株式の譲渡は、株券の交付を伴っており有効であり(128条1項本
<p>文)、Bは譲り受けた株式を含む70株について実質上の株主としての権利を有する。しかし、株主総会開催時点における株主名簿上のBの持株数は40株であり、名義書換の確定的効力により(130条2項)、Bは甲社に対して名義書換未了の30株について株主権を主張できず剰余金の配当を請求できないのが原則である。</p>	
<p>ここで、Bが適法に株主名簿の名義書換を請求しているにも係わらず(133条2項)、甲社は故意にこれを放置し名義書換を不当拒絶していることから、このような場合にも名義書換未了を理由に、Bが甲社に株主権を主張できないとするかが問題となる。</p>	
<p>会社が名義書換を不当拒絶した場合、名義書換の確定的効力の例外として、株式譲受人は株主権を主張できると解する。なぜなら株主名簿は、会社と株主との間の法律関係を集团的・画一的に処理することによる会社の事務処理の便宜のための制度であり、有効な名義書換請求に対して会社が不当拒絶しておきながら、名義書換の確定的効力を理由に実質上の株主に不利益を課すのは信義則(民法1条2項)に反するからである。</p>	
<p>従って本問において、名義書換を不当拒絶している甲社に対して、Bは名義書換なく株主権を主張でき、配当金支払請求は認められる。</p>	
問題 2	株式会社は、何人に対しても、株主の権利の行使に関し、株式会社又はその子会社の
<p>計算において財産上の利益の供与をしてはならない(120条1項)。この利益供与禁止規定の趣旨は、会社経営の健全化と会社財産の浪費を防止することにある。</p>	
<p>本問では、甲社が自己の計算において株主Bに200万円の金銭を贈与しており、会社の計算においての財産上の利益の供与にあたる。しかし、株式の譲渡に関して金銭の贈与が行われており、これが「株主の権利の行使に関し」なされたといえるかが問題となる。</p>	
<p>確かに、株式の譲渡は株主たる地位の移転であり、それ自体は「株主の権利の行使」とはいえない。しかし、会社経営の健全化という利益供与禁止の趣旨から「株主の権利の行使に関し」とは「株主の権利の行使または不行使に影響を与える趣旨で」と解されることから、会社にとって好ましくない者を排除するという株主権の不行使のための手段として、株式譲渡のための金銭贈与が行われている本件において、「株主の権利の行使に関し」利益供与がなされたといえる。</p>	
<p>従って本問の贈与は、「株主の権利の行使に関し」会社の計算においての財産上の利益が供与されており、会社法が禁止する利益供与に該当する。</p>	

## 第2問 解答

### (企業法)

<b>問題 1</b>	<p>Aらの乙会社に対する損害賠償責任として、任務懈怠責任が考えられる(423条1項)。</p> <p>そこで、①Aら取締役が故意又は過失による任務懈怠があり、②会社に損害が発生し、③ 任務懈怠と損害との間に相当因果関係が認められるかが問題となる。</p> <p>ここで、公開会社かつ大会社である乙社は、取締役会において企業集団の業務の適性を確保する体制の整備について決定する必要がある(362条4項6号、5項)、この体制には子会社の取締役の職務執行に係る事項の報告及び子会社の損失の危険の管理に関する体制が含まれる(会社法施行規則100条1項5号イロ)。しかし、Aらからなる取締役会は上記体制に関する決定をせず、Aら取締役も各自に必要な対応をとらなかったことから、善管注意義務違反(330条、民法644条)及び監視義務違反(362条2項)による任務懈怠が認められる。また、代表取締役Dに丙社の経営を任せきりにしていたことから、少なくとも任務懈怠につき過失が認められる。さらに、乙社に生じた丙社株式の評価損という損害は、Aらの任務懈怠により丙社の業務執行状況を把握できず本件取引を回避できなかったことを原因として生じており、任務懈怠と損害との間に相当因果関係が認められる。</p> <p>従って、Aらには乙社に対して連帯して、423条1項に基づく損害賠償責任がある。</p>
<b>問題 2</b>	<p>Dの丙社に対する責任は、丙社株主である乙社が代表訴訟により追求できる(847条)、親子会社間の馴れ合いから、乙社がこの責任追及を懈怠するおそれがある。そこで、乙社株主EがDの責任を追及する方法として、特定責任追及の訴えの提起が考えられる(847条の3)。</p> <p>特定責任追及の訴えが認められるのは、①最終完全親会社等の株主が6ヶ月前から総株主の議決権の100分の1以上を保有し、②子会社取締役の責任が特定責任に該当し、③最終完全親会社等に損害が生じた必要がある。</p> <p>ここでEは、丙社の完全親会社である乙社の総株主の議決権の100分の3を本件取引の2年前から保有しており、提訴権者としての持株要件を充たしている。また、乙社保有の丙社株式の帳簿価額は10億円と乙社純資産30億円の5分の1を超えており、Dの責任は特定責任に該当する。さらに、本件取引により乙社に丙社株式評価損5億円の損害が生じている。</p> <p>従ってEは、丙社に対して特定責任追及の訴えを提起するよう請求でき(847条の3第1項)、請求から60日以内に丙社が訴えを提起しない場合には、E自らが特定責任追及の訴えを提起できる(同条7項)。</p>